

<b>交渉情報</b>	<b>NO.73</b>	かんぽ生命保険エリア本部 総務部
JP労組信越地方本部	2020年4月16日	添付資料:1枚

## 2020年4月の月例給与における誤りについて

かんぽ生命保険信越エリア本部総務部は、本日（4月16日）「2020年4月の月例給与における誤り」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、2020年4月1日付の人事異動において、主任発令を受けた社員については総合職を除き昇級を伴うことから、基本給の昇給について、2020年4月の月例給与に反映されるべきところ、エリア本部において作業遅延を発生させたため、4月の月例給与に反映が間に合わず、昇給分が未支給になったもの。

上記の原因として、一般社員の昇級が伴う場合、エリア本部において総合人事情報システムに入力するルールであるが、本ルールは日本郵便からの出向者に対するルールであり、かんぽ社員については入力対象外であると勘違いし、入力を怠ったもの。その後、給与計算の結果で昇級を伴う社員の給与に反映されていないことに気付いたものである。

詳細については、別紙エリア本部資料を参照してください。

### 1. 発生支店及び対象者等数

拠点	対象者数（人）
新潟支店	2
長岡支店	4
長野支店	4
松本支店	3
信越エリア本部	1
合計	14

### 2. 精算方法

2020年5月月例給与で清算する。

### 3 再発防止

作業内容及びスケジュールを確認し、再発防止に努める。

地本では、対象社員へ丁寧に説明するとともに、再発防止に努めることを強く求め、エリア本部から4月17日以降、発令を受けた社員が辞令簿の交付を受ける際、支店長等から謝罪と経緯について説明するとの回答を得ました。

【労使対応】 エリア本部、支店窓口